

国民健康保険税について

■国民健康保険とは

■国民健康保険税とは

■納税義務者は世帯主です

■国民健康保険税の算定方法

◆国民健康保険税の負担内容

◆税率と限度額

◆国民健康保険税「所得割額」の算定に使用する総所得金額等とは

◆今年度の計算方法

■軽減制度

◆低所得世帯に対する軽減

◆国民健康保険税の軽減判定に使用する総所得金額等とは

◆非自発的失業者（倒産、解雇、雇い止め等による離職者）を対象とした軽減

◆後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減

■減免制度

◆失業・廃業等した場合

◆所得が激減した世帯

◆災害により被害を受けた世帯

◆後期高齢者医療制度の創設に伴う減免

■納付方法

◆普通徴収について

◆特別徴収について

◆特別徴収から普通徴収に切り替わる場合

◆特別徴収と普通徴収の両方で納付する場合

■国民健康保険とは

日本では、いざというときに安心してお医者さんにかかれるように、すべての人がいずれかの医療保険に加入することが義務付けられています（国民皆保険制度）。

国民健康保険とは、国民健康保険に加入する皆様全員でお金を出し合い、病気や怪我をしてお医者さんにかかったときの医療費に充てる助け合いの制度です。

[〈上に戻る〉](#)

■国民健康保険税とは

国民健康保険税とは、国民健康保険に加入している方が病院などで診療を受けたときにかかる医療費の個人負担分以外の部分をまかなうための税金です。また、後期高齢者医療制度の支援、介護サービスの費用などにもあてられています。

[〈上に戻る〉](#)

■納税義務者は世帯主です

国民健康保険税は世帯主に課税されます。世帯主自身が他の健康保険に加入していても、世帯内に国民健康保険加入者がいれば、納税義務者は世帯主になります（根拠法令：地方税法第703条の4、上郡町国民健康保険条例第1条）。そのため、国民健康保険税に関する通知などは世帯主あてに送られます。ただし、国民健康保険税は国民健康保険に加入している方のみの所得をもとに計算されます。

[〈上に戻る〉](#)

■国民健康保険税の算定方法

国民健康保険税は、国民健康保険の費用に使う分（医療分）と後期高齢者医療への支援金として負担する分（後期分）と介護保険の費用に使う分（介護分）をそれぞれ計算し、その合計で算出します。

○医療分と後期分については加入者全員、介護分については40歳以上65歳未満の方が対象です。

○医療分・後期分・介護分の計算は、所得割・均等割・平等割の3つの項目を合計して計算します。

[〈上に戻る〉](#)

◆国民健康保険税の負担内容

40歳未満の人	医療分＋後期分
40歳以上65歳未満の人	医療分＋後期分＋介護分
65歳以上75歳未満の人	医療分＋後期分

※介護保険適用除外施設に入所されたとき

国民健康保険加入世帯のうち、介護2号被保険者の方（40歳から64歳までの方）が介護保険適用除外施設（障害者支援施設など）に入所された場合、入所期間中は、その方にかかる国民健康保険税のうち介護分が課税されない場合があります。

[〈上に戻る〉](#)

◆税率と限度額

		医療分	後期分	介護分
①所得割	課税対象所得金額(令和2年中の総所得金額等－43万円)×税率 ※被保険者ごとに課税対象金額を計算します。	6.95%	2.65%	2.5%
②均等割	被保険者数×定額	25,500 円	9,300 円	9,300 円
③平等割	1世帯について定額	18,500 円	7,000 円	5,500 円
課税限度額	①から③の合算額が課税限度額を超えた場合は、課税限度額が国民健康保険税額となります。	630,000 円	190,000 円	170,000 円

[〈上に戻る〉](#)

◆国民健康保険税「所得割額」の算定に使用する総所得金額等とは

国民健康保険税の所得割額の算定に使用する「総所得金額等」とは、地方税法第314条の2第1項などで規定される総所得金額等で、次の1～15の所得金額の合計となります。

1. 利子所得	9. 雑所得（公的年金所得など）
2. 配当所得	10. 山林所得
3. 不動産所得	11. 分離課税分の土地建物に係る短期譲渡所得（特別控除後）
4. 事業所得（営業所得など）	12. 分離課税分の土地建物に係る長期譲渡所得（特別控除後）
5. 給与所得	13. （申告分離課税を選択した）上場株式等に係る配当所得
6. 総合課税分の短期譲渡所得	14. 株式等に係る譲渡所得等
7. 総合課税分の長期譲渡所得（注）	15. 先物取引に係る雑所得等
8. 一時所得（注）	

（注）総合課税分の長期譲渡所得および一時所得については、1/2の金額とします。

○分離課税である退職所得は総所得金額等から除かれます。

○分離課税所得がある場合、その分も合計しますが、マイナス分は0円とします。

○総所得金額等には各種所得控除（扶養控除、配偶者控除、社会保険料控除など）の適用はありません。

○純損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除が適用されます。

○雑損失の繰越控除は適用されません。

○肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例は適用されません。

○源泉徴収を選択した特定口座の株式譲渡益や、上場株式等に係る配当所得については、確定申告をすると総所得金額等に含まれます。

※源泉徴収を選択した特定口座における株式等譲渡所得および上場株式等の配当所得は、原則、確定申告が不要です。確定申告をしない場合、源泉徴収の特定口座における株式等譲渡所得および上場株式等の配当所得は、国民健康保険税の計算の対象には含まれませんが、損益通算や繰越控除等の適用を受けるためなどで確定申告をする場合は、その所得額が国民健康保険税を算定する上での総所得金額等に含まれます。申告による影響を考慮の上、申告するかどうかをご自身で選択してください（下表参照）。

源泉徴収選択の特定口座の株式等譲渡所得および上場株式等の配当所得と国民健康保険税	
確定申告しない	配当所得・株式等譲渡所得は、国民健康保険税の算定対象にならない
確定申告する	配当所得・株式等譲渡所得（繰越損失適用後）が国民健康保険税の算定対象になる

確定申告の結果、所得税の還付分や個人住民税の減額分よりも、国民健康保険税の増額分が上回る場合がありますので、ご注意ください。

[〈上に戻る〉](#)

◆今年度の計算方法

次の計算方法により一年間（4月から翌年3月まで）の国民健康保険税額が算出されます。

○年度の途中で加入・喪失があったときは月割で計算されます。

○年度の途中で加入した場合、国民健康保険税は加入した月から3月までの期間で計算されます。また、喪失した場合は、喪失した月の前月分までの期間で計算されます。

$$\text{国民健康保険税額（年間）} = \text{㉑【医療分】} + \text{㉒【後期分】} + \text{㉓【介護分】}$$

【医療分】

病気や怪我をしたときの医療費や、出産一時金、葬祭費などの費用に充てるためのものです。

㉑医療保険分課税額 = ① + ② + ③（100円未満切捨て、限度額 63万円）

①所得割額 = 国保加入者の課税対象所得金額合計 × 6.95%

②均等割額 = 国保加入者数 × 25,500円

③平等割額 = 1世帯 18,500円

【後期分】

後期高齢者（75歳以上の方）の医療費の一部を、74歳以下の方で支援するためのものです。

㉒後期分課税額 = ① + ② + ③（100円未満切捨て、限度額 19万円）

①所得割額 = 国保加入者の課税対象所得金額合計 × 2.65%

②均等割額 = 国保加入者数 × 9,300円

③平等割額 = 1世帯 7,000円

【介護分】

40歳以上の方が介護を必要とする状態となった場合の費用に充てるためのものです。40歳以上65歳未満の方が対象です。

㉓介護分課税額 = ① + ② + ③（100円未満切捨て、限度額 17万円）

①所得割額 = 40歳以上65歳未満の国保加入者の課税対象所得金額合計 × 2.5%

②均等割額 = 40歳以上65歳未満の国保加入者数 × 9,300円

③平等割額 = 40歳以上65歳未満の国保加入者がいる世帯 5,500円

[〈上に戻る〉](#)

■軽減制度

◆低所得世帯に対する軽減

所得の低い世帯の負担を少なくするために世帯の合計所得が一定の金額を下回る世帯は均等割と平等割が軽減されます（根拠法令：地方税法第703条の5）。

軽減判定のもとになる所得金額は、賦課期日である4月1日時点（年度の途中で加入した世帯は国民健康保険の資格取得日）での世帯主（国民健康保険に加入していない世帯主を含みます。）と国民健康保険加入者の所得の合計金額で判定します。（所得について未申告の場合は軽減の判定を行えませんので、申告を行ってください。）※申告用紙は税務課にあります。

軽減割合	軽減判定基準
7割	世帯の合計所得 ^{※2} ≤ 43万円+10万円×(給与所得者等 ^{※3} の人数-1)
5割	世帯の合計所得 ^{※2} ≤ 43万円+(28.5万円×{被保険者数+旧国保被保険者数 ^{※1} })+10万円×(給与所得者等 ^{※3} の人数-1)
2割	世帯の合計所得 ^{※2} ≤ 43万円+(52万円×{被保険者数+旧国保被保険者数 ^{※1} })+10万円×(給与所得者等 ^{※3} の人数-1)

※1 旧国保被保険者とは、平成20年4月以降に国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、移行後も継続して同一の世帯に属している方のことです。なお、世帯主の変更があった場合や、同一の世帯に国保加入者が一人もいなくなった場合には、旧国保被保険者ではなくなります。

※2 世帯の合計所得とは、世帯主（国民健康保険に加入していない世帯主を含みます。）、国民健康保険加入者、そして旧国保被保険者の総所得金額等を合計したものです。

※3 給与所得者等とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける人のことを指します。

[〈上に戻る〉](#)

◆国民健康保険税の軽減判定に使用する総所得金額等とは

総所得金額等は地方税法第314条の2第1項などで規定される総所得金額等で、次の1～15の所得金額の合計となります。なお、所得割額の算定に使用する所得とは異なります。

1. 利子所得	9. 雑所得（公的年金所得など）
2. 配当所得	10. 山林所得
3. 不動産所得	11. 分離課税分の土地建物に係る短期譲渡所得（特別控除前）
4. 事業所得（営業所得など）	12. 分離課税分の土地建物に係る長期譲渡所得（特別控除前）
5. 給与所得	13. （申告分離課税を選択した）上場株式等に係る配当所得
6. 総合課税分の短期譲渡所得	14. 株式等に係る譲渡所得等
7. 総合課税分の長期譲渡所得（注）	15. 先物取引に係る雑所得等
8. 一時所得（注）	

（注）総合課税分の長期譲渡所得および一時所得については、1/2の金額とします。

○分離課税である退職所得は総所得金額等から除かれます。

○総合課税分と分離課税分のうち、どちらかが損失等により所得金額がマイナスになっても相殺はしません。マイナスは0円として合算します。

○総所得金額等から、各種所得控除（扶養控除、配偶者控除、社会保険料控除など）の適用はありません。

○事業主の専従者給与額または専従者控除額は事業主の所得とみなし、青色事業専従者または事業専従者が事業主から支払いを受けた給与は無いものとみなして計算します。

- 今年の1月1日現在で65歳以上の人で公的年金所得がある場合は、公的年金所得から15万円を控除した金額で計算します。なお、公的年金所得が15万円以下でも他の所得からは差し引かれません。
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除は適用して判定します。
- 純損失、雑損失の繰越控除は適用して判定します。

[〈上に戻る〉](#)

◆非自発的失業者（倒産、解雇、雇い止め等による離職者）を対象とした軽減

雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者の方は、所得のうち給与所得を30/100として国民健康保険税を算定します。

○離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末の国民健康保険税が対象となります。

○対象者

1. 「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが「11, 12, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34」のいずれかに該当
2. 離職日時点で65歳未満

○この軽減制度を受けるには申請が必要です。離職理由欄を確認いたしますので、必ず雇用保険受給資格者証をお持ちのうえ、健康福祉課国保介護支援室国保年金係で申請してください。

[〈上に戻る〉](#)

◆後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減

75歳以上の方は、後期高齢者医療制度に移行することによって、自分で保険料を納めることになりました。それにより、国民健康保険に加入する方の負担が大きく変わることのないように、次のような軽減を受けることができます。

- 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方の所得および人数を含めて軽減の判定を行います。
- 後期高齢者医療制度へ移行することによって、国民健康保険の加入者が1人となる場合には、医療保険分と後期高齢者医療支援分の平等割額が減額になります（介護分の平等割額については対象外です。また7割、5割、2割軽減に該当する場合は、軽減後の平等割額がさらに軽減されます。）。緩和措置は8年間で最初の5年間は2分の1、続く3年間は4分の1が減額されます。ただし、年度途中で世帯主の変更があった場合や、他の世帯員の方が国民健康保険に加入した場合、その時点で軽減は終了します。

[〈上に戻る〉](#)

■減免制度

上郡町では、災害や離職等により国民健康保険税を納めることが困難な世帯について、国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。下記の減免事由に当てはまる場合は、税務課までご相談ください。

- 減免を受けるための手続きは、納税義務者（世帯主）からの申請が必要です。
- 減免を受けるための手続きは、減免を受けようとする納期の納期限前7日までに申請が必要です。納期限が過ぎた税額については、減免の対象外となりますのでご注意ください。

○減免を受けるためには、世帯員全員の所得が判明していることが必要です。所得の申告をされていない世帯員の方は、必ず所得の申告を行ってください。

[〈上に戻る〉](#)

◆失業・廃業等した場合

【要件】 次の3つの条件に該当する場合

1. 前年中に給与所得または事業所得を有していた
2. 解雇、会社倒産その他やむを得ない理由により失業または廃業し、引き続き3か月以上職のない場合、又は、疾病等により3か月以上休業している場合で、納税が著しく困難であると認められる場合（いずれの場合も申請時に離職していること）
3. 失業の理由が、「自己都合による退職」または「定年退職」でない場合

【減免率】

減免が適用される納期に係る所得割額の30%~50%

【減免申請に必要な書類】

1. 減免申請書
2. 無職を証明する書類（雇用保険受給資格者証、離職票、退職証明書、廃業証明書等）
3. 個人番号確認書類（個人番号カード、通知カードなど）、
4. 本人確認書類（運転免許証、パスポート、顔写真付き住基カードなど）

[〈上に戻る〉](#)

◆所得が激減した世帯

【要件】 次の両方の条件に該当する場合

1. 前年中に給与所得または事業所得を有していた
2. 当該年の合計所得金額の見積額が、前年中の合計所得金額の2分の1以下に減少し、納税が著しく困難であると認められる場合

【減免率】

減免が適用される納期に係る所得割額の30%~50%

【減免申請に必要な書類】

1. 減免申請書
2. 減免申請する年の収入見込み額が確認できる書類（給与明細、売上・必要経費明細書等）
3. 個人番号確認書類（個人番号カード、通知カードなど）
4. 本人確認書類（運転免許証、パスポート、顔写真付き住基カードなど）

[〈上に戻る〉](#)

◆災害により被害を受けた世帯

【要件】

納税義務者またはその世帯に属する被保険者が所有する家屋・家財について、震災や風水害などの災害を受けた場合

【減免率】

減免が適用される納期に係る所得割額の30%~100%

【減免申請に必要な書類】

1. 減免申請書
2. 被災証明書、罹災証明書
3. 個人番号確認書類（個人番号カード、通知カードなど）
4. 本人確認書類（運転免許証、パスポート、顔写真付き住基カードなど）

[〈上に戻る〉](#)

◆後期高齢者医療制度の創設に伴う減免

【要件】

被用者保険^{※1}の被保険者本人が後期高齢者医療制度へ移行する^{※2}ことに伴い、被用者保険の被扶養者が国民健康保険の被保険者となった^{※3}場合

※1 被用者保険には、国民健康保険及び国民健康保険組合は含まれません。

※2 後期高齢者医療制度への加入には、障害認定による加入も含まれます。

※3 国民健康保険の資格を取得した日時点で、65歳以上の方が対象です。

【減免内容】

○所得割額

減免対象者について、所得割額を100%（全額）減免します。

○均等割額^{※1}

[低所得世帯に対する軽減](#)非該当の場合、減免対象者について、均等割額を50%減免します。
低所得世帯に対する軽減で2割軽減に該当する場合、軽減前の均等割額を30%減免します。

○平等割額^{※1 ※2 ※3}

低所得世帯に対する軽減非該当の場合、平等割額の50%を減免します。
低所得世帯に対する軽減で2割軽減に該当する場合、軽減前の平等割額を30%減免します。
低所得世帯に対する軽減非該当で特定継続世帯^{※4}である場合、軽減前の平等割額を25%減免します。
低所得世帯に対する軽減で2割軽減に該当し特定継続世帯でもある場合、軽減前の平等割額を10%減免します。

※1 低所得世帯に対する軽減で7割・5割軽減対象世帯については、均等割額・平等割額の減免はありません。

※2 平等割額の減免は、減免が適用される被保険者のみで構成される世帯に限ります。

※3 特定世帯^{※5}に該当する場合、平等割額の減免はありません。

※4 特定継続世帯とは、特定世帯となってから6～8年目の世帯です。[後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減](#)で説明の通り、平等割額が軽減されます。

※5 特定世帯とは、世帯主もしくは世帯員が後期高齢者医療制度に移行し、国民健康保険加入者が1人になってから1～5年目の世帯です。[後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減](#)で説明の通り、平等割額が軽減されます。

平成31年4月1日から、均等割額及び平等割額の減免期間が変更されました（下表参照）。

減免が適用される被保険者の 国民健康保険への加入時期	均等割額・平等割額の減免期間
平成 29 年 4 月以前	平成 31 年度以降は減免されません。
平成 29 年 5 月以降	資格取得日の属する月から 2 年間(24 ヶ月間)減免します。 加入月から 2 年経過後の月(25 ヶ月目)以降は減免されません。

※所得割額については、当分の間、減免が継続されます。

【減免申請に必要な書類】

1. 減免申請書
2. 健康保険資格喪失証明書（被保険者本人が後期高齢者医療制度へ加入したことで、被扶養者の資格を喪失したことが確認できる書類）
3. 個人番号確認書類（個人番号カード、通知カードなど）
4. 本人確認書類（運転免許証、パスポート、顔写真付き住基カードなど）

※後期高齢者医療制度創設に伴う減免は、2 年目以降の申請は不要です。

[〈上に戻る〉](#)

■納付方法

国民健康保険税の納め方は「普通徴収」と「特別徴収」の 2 種類があります。

◆普通徴収について

普通徴収とは、口座振替や本人が納付書を使用して納付する方法のことをいいます。普通徴収の納期は 7 月から翌年 2 月までの計 8 回で、各月の月末（12 月のみ 12 月 27 日）が納期限となります（月末が土・日・祝日の場合は翌月最初の平日となります。）。年税額は 8 分割して各期に振り分けられますが、100 円未満の端数は 7 月の納期に加えられます。

※1 期分が 1 ヶ月分ではありません。また、1 期分が何月から何月までの分というわけでもありません。12 ヶ月分（4 月から翌年 3 月まで）を 8 回で納めていただきます。また、年度の途中から加入した人は、加入した月からの国民健康保険税額を残っている納期の回数に分けて納めていただくことになります。加入手続きをされた月またはその翌月から納付していただきます。

【例】年税額 200,500 円の方の普通徴収の期別納付額

期別	徴収月	徴収税額
第 1 期	7 月	25,500 円
第 2 期	8 月	25,000 円
第 3 期	9 月	25,000 円
第 4 期	10 月	25,000 円
第 5 期	11 月	25,000 円

第6期	12月	25,000円
第7期	翌年1月	25,000円
第8期	翌年2月	25,000円

※4月～6月は納期がありません。

※口座振替の方は、納期限の日に自動的に口座から税額が引き落とされます。

[く上に戻る](#)

◆特別徴収について

公的年金等の支払者が、支払う金額の中から受給者が支払うべき税金をあらかじめ差引いて支給し、本人に代わって納付することを特別徴収といいます。特別徴収の対象となるのは次の要件を全て満たす世帯です（根拠法令：地方税法第706条第2項、地方税法施行令第56条の89の2第3項1～3号、上郡町国民健康保険税条例第14条）。

- 世帯主が国民健康保険に加入していること
- 世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満であること
- 世帯主の特別徴収の対象となる年金の受給額が年額18万円以上であること
- 世帯主の介護保険料が特別徴収されていること
- 国民健康保険税と世帯主の介護保険料の合計が公的年金支給額(1回毎)の1/2以下であること

特別徴収する年金には次のとおり優先順位があり、複数の年金を受給している場合は受給している中で最も上位の年金のみで対象者の判定を行い、その年金から徴収されます。なお、障害年金や遺族年金も対象となります。

1. 老齢基礎年金・老齢厚生年金
2. 国家公務員共済年金
3. 日本私学振興・共済年金
4. 地方公務員共済年金

特別徴収の納期は4月から翌年2月までの偶数月6回で、各月の年金の支払いの際に徴収されることとなります。国民健康保険税の算定は7月に行われるため、4月～8月は仮の税額で仮徴収を行い、10月～翌年2月は年税額から仮徴収額を差し引いた金額で本徴収します。

※仮徴収の金額について

4月・6月・8月支給の年金から、下記の国民健康保険税額が天引きされます。

○仮徴収から初めて特別徴収が開始される場合

前年度の国民健康保険年税額(年度途中からの加入の場合は、年度当初から加入していたとみなした額)を6で除した金額（根拠法令：地方税法第718条の8第2項、上郡町国民健康保険税条例第19条）

○昨年に引き続き、特別徴収の対象となる場合

昨年度2月に年金から天引きされた額と同額（根拠法令：地方税法施行規則第24条の36、上郡町国民健康保険税条例第18条）

※本徴収の金額について

10月・12月・翌年2月支給の年金から、下記の国民健康保険税額が天引きされます。

○仮徴収後も継続して特別徴収の対象となる場合

今年度の国民健康保険税額から、仮徴収で納めていただいた税額を差し引いて、残りの税額を3で除した金額（下表参照）

期別	徴収月	徴収の区分	算出方法
第1期	4月	特別徴収（仮徴収）	上記の「仮徴収の金額について」を参照
第2期	6月	特別徴収（仮徴収）	
第3期	8月	特別徴収（仮徴収）	
第4期	10月	特別徴収（本徴収）	7月に算定した年税額から 仮徴収額を差し引いた額の1/3 (100円未満の端数は10月分に加える。)
第5期	12月	特別徴収（本徴収）	
第6期	翌年2月	特別徴収（本徴収）	

○本徴収から初めて特別徴収の対象となる場合

今年度の国民健康保険税額から、7月～9月の普通徴収で納めていただいた税額を差し引いて、残りの税額を3で除した金額（下表参照）

期別	徴収月	徴収の区分	算出方法
第1期	7月	普通徴収	7月に算定した年税額を8で除した金額 (100円未満の端数は7月分に加える。)
第2期	8月	普通徴収	
第3期	9月	普通徴収	
第4期	10月	特別徴収（本徴収）	7月に算定した年税額から 仮徴収額を差し引いた額の1/3 (100円未満の端数は10月分に加える。)
第5期	12月	特別徴収（本徴収）	
第6期	翌年2月	特別徴収（本徴収）	

◆特別徴収から普通徴収に切り替わる場合

下記のいずれかに該当する場合は、特別徴収が中止となり普通徴収に切り替わります。普通徴収に切り替わったときは、後日送付する納付書または口座振替で納めていただきます。

- 国民健康保険税の特別徴収ができなかった場合
- 年度の途中で国民健康保険税額が減額となった場合
- 世帯主が国民健康保険から脱退した場合
- 世帯主が年度中に75歳になる場合
- 年金の受給権を担保に借入れをしている場合

※このほかにも何らかの理由により特別徴収が中止になる場合があります。

◆特別徴収と普通徴収の両方で納付する場合

年度の途中で国民健康保険税額が増額となる場合は、特別徴収はそのままの金額で継続し、増額分のみ普通徴収で納付していただきます。